

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事
工事地名	自) 神奈川県厚木市中依知 至) 神奈川県厚木市飯山 外4箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	川崎国道事務所 計画課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026010002	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	厚木地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 2 4 6 号	2 2) 処 分 費 等	2,144,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月28日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 厚木地区			式	1		50,677,400			
除草工			式	1		24,289,400			
道路除草工			式	1		24,289,400			
除草 (1)		肩掛け式	m2	60,000	84.81	5,088,600			単-1号
除草 (2)		肩掛け式	m2	70,000	98.89	6,922,300			単-2号
除草 (3)		ﾊｯﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式	m2	15,000	20.33	304,950			単-3号
集草			m2	145,000	31.58	4,579,100			単-4号
積込運搬			m2	145,000	36.21	5,250,450			単-5号
除草処分			t	134					単-6号
応急処理工			式	1		17,435,600			
応急処理作業工			式	1		17,435,600			
応急作業			式	1		17,435,600			内-1号

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工			式	1		8,952,400			
防草シート設置工			式	1		7,230,000			
防草シート			m2	5,000	1,446	7,230,000			単-7号
防止柵工			式	1		1,325,500			
立入防止柵			m	500	2,651	1,325,500			単-8号
交通管理工			式	1		396,900			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員A	人日	10	20,610	206,100			単-9号
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員B	人日	10	19,080	190,800			単-10号
直接工事費			式	1		50,677,400			
共通仮設費			式	1		6,616,000			
共通仮設費			式	1		1,261,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		1,261,000			

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費 (率計上)		式	1		5,355,000				
純工事費		式	1		57,293,400				
現場管理費		式	1		24,764,000				
工事原価		式	1		178,770,662				
一般管理費等		式	1		25,709,338				
工事価格		式	1		204,480,000				
消費税相当額		式	1		20,448,000				
工事費計		式	1		224,928,000				

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路維持 横浜地区		式	1		5,750,990				
巡視・巡回工		式	1		640,560				
道路巡回工		式	1		640,560				
通常巡回		回	12	53,380	640,560			単-1号	
応急処理工		式	1		4,713,530				
応急処理事業工		式	1		4,713,530				
応急作業		式	1		4,713,530			内-1号	
仮設工		式	1		396,900				
交通管理工		式	1		396,900				
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	人日	10	20,610	206,100			単-2号	
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	人日	10	19,080	190,800			単-3号	
直接工事費		式	1		5,750,990				

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費		式	1		2,109,000				
共通仮設費		式	1		216,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		216,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		1,893,000				
純工事費		式	1		7,859,990				
現場管理費		式	1		4,710,000				
工事原価		式	1		12,569,990				

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 町田地区			式	1		21,315,032			
舗装工			式	1		3,408,132			
アスファルト舗装工			式	1		3,408,132			
下層路盤(車道・路肩部)		再生クランパン RC-40 仕上り厚 100mm	m2	780	521	406,380			単-1号
上層路盤(車道・路肩部)		再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 100mm	m2	780	567.4	442,572			単-2号
基層(車道・路肩部)		再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	780	1,674	1,305,720			単-3号
表層(車道・路肩部)		再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	780	1,607	1,253,460			単-4号
応急処理工			式	1		17,507,000			
応急処理作業工			式	1		17,507,000			
応急作業			式	1		17,507,000			内-1号
仮設工			式	1		399,900			
交通管理工			式	1		399,900			

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	人日	10	20,910	209,100			単-5号	
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	人日	10	19,080	190,800			単-6号	
直接工事費		式	1		21,315,032				
共通仮設費		式	1		3,725,000				
共通仮設費		式	1		639,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		639,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		3,086,000				
純工事費		式	1		25,040,032				
現場管理費		式	1		12,469,000				
工事原価		式	1		37,509,032				

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 伊勢原地区			式	1		17,832,500			
応急処理工			式	1		17,435,600			
応急処理事業工			式	1		17,435,600			
応急作業			式	1		17,435,600			内-1号
仮設工			式	1		396,900			
交通管理工			式	1		396,900			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員A	人日	10	20,610	206,100			単-1号
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員B	人日	10	19,080	190,800			単-2号
直接工事費			式	1		17,832,500			
共通仮設費			式	1		3,299,000			
共通仮設費			式	1		552,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		552,000			

設計内訳書

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 秦野地区			式	1		7, 446, 740			
応急処理工			式	1		7, 049, 840			
応急処理事業工			式	1		7, 049, 840			
応急作業			式	1		7, 049, 840			内-1号
仮設工			式	1		396, 900			
交通管理工			式	1		396, 900			
交通誘導警備員 (1)		交通誘導警備員A	人日	10	20, 610	206, 100			単-1号
交通誘導警備員 (2)		交通誘導警備員B	人日	10	19, 080	190, 800			単-2号
直接工事費			式	1		7, 446, 740			
共通仮設費			式	1		1, 832, 000			
共通仮設費			式	1		268, 000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		268, 000			

一式当たり内訳書

[自) 神奈川県厚木市中依知 至) 神奈川県厚木市飯山]

第 1号内訳書
応急作業

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
応急作業		式	1		17,435,600			
合 計					17,435,600			

一式当たり内訳書

[自) 神奈川県横浜市都筑区牛久保 至) 神奈川県横浜]

第 1号内訳書
応急作業

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
応急作業		式	1		4,713,530			
合 計					4,713,530			

一式当たり内訳書

[自) 東京都町田市鶴間 至) 東京都町田市鶴間]

第 1号内訳書 応急作業

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
応急作業		式	1		17,507,000			
合 計					17,507,000			

一式当たり内訳書

応急作業

第 1号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

応急作業

第 1号内訳書

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	除草 (1)	肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	84. 81	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
除草		肩掛け式 無し	m 2	1	84. 81	84. 81			
計						84. 81			
単価						84. 81	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	除草 (2)	肩掛け式	単位	m2	数量	1	単価	98. 89
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛け式 有り	m 2	1	98. 89	98. 89		
計						98. 89		
単価						98. 89	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	除草 (3)	ハツガイト式	単位	m2	数量	1	単価	20.33
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハツガイト式	m 2	1	20.33	20.33		
計						20.33		
単価						20.33	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	集草		単位	m2	数量	1	単価	31.58
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草			m 2	1	31.58	31.58		
計						31.58		
単価						31.58	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	積込運搬		単位	m2	数量	1	単価	36. 21	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
積込運搬		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 11. 5km以下 全ての費用	m 2	1	36. 21	36. 21			
計						36. 21			
単価						36. 21	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	除草処分		単位	t	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（t）			t	1				
計								
単価								
							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	防草シート		単位	m2	数量	1	単価	1,446
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防草シート設置		無し 露出 固定ピンのみによる設置 平面部(1:2.0超) 有り 1.2m2	m 2	1	1,446	1,446		
計						1,446		
単価						1,446	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一8号	立入防止柵		単位	m	数量	10	単価	2, 651
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
立入防止柵設置		H=1100	m	10	2, 204	22, 040		
単管パイプ		Φ48. 6mm t=2. 4mm 2m	本	3. 35	1, 090	3, 651. 5		
鉄線		亜鉛メッキ Φ4mm (10. 13m/kg)	k g	3. 06	265	810. 9		
計						26, 502. 4		
単価						2, 651	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,610	20,610		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
雑草処分費		【神奈川-26】(株)リテック 座間支店	t	100				
	計							
	単価						円／t	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	式	数量	1	単価	17,435,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	50	31,518	1,575,900		
普通作業員			人	500	27,336	13,668,000		
土木一般世話役			人	50	35,496	1,774,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級		供用日	50	5,520	276,000		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)		供用日	50	298	14,900		
常温合材	袋物		t	4	31,500	126,000		
計						17,435,600		
単価						17,435,600	円/式	

参考資料 (1)

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	防草シート設置	無し 露出 固定ピンのみによる設置 平面部(1:2.0超)有り 1.2m2	単位	m 2	数量	1	単価
							1,446
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防草シート設置 (露出)		時間制約無し 現場条件1 平面部(1:2.0超)					
			m 2	1	798.91	798	
防草シート		目付量 240g/m2					
			m 2	1.2	540	648	
諸雑費 (まるめ)							
			式	1		0	
計						1,446	
単価						1,446	円/m 2

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	立入防止柵設置	H=1100	単位	m	数量	10	単価	2,204
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.17	35,496	6,034		
	特殊作業員		人	0.17	31,518	5,358		
	普通作業員		人	0.33	27,336	9,020		
	諸雑費 (率+まるめ) 8%		式	1		1,628		
	計					22,040		
	単価					2,204	円/m	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 20, 610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	20, 604	20, 604	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						20, 610	
単価						20, 610	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	19, 074	19, 074	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						19, 080	
単価						19, 080	円／人日

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	通常巡回		単位	回	数量	1	単価	53,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
昼間巡回			回	1	53,380	53,380		
計						53,380		
単価						53,380	円／回	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,610	20,610		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一3号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	19,080	19,080		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	昼間巡回		単位	回	数量	1	単価	53,380
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	35,496	35,496		
	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1.5L	時間	2.275	7,859	17,879		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		5		
	計					53,380		
	単価					53,380	円/回	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	式	数量	1	単価	4,713,530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	100	27,336	2,733,600		
	土木一般世話役		人	50	35,496	1,774,800		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	30	5,520	165,600		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	30	298	8,940		
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	1	1,270	1,270		
	保安施設	カラーコーン 70cm	個	10	1,470	14,700		
	草刈機[肩掛式]賃料	カッター径230mm	日	20	731	14,620		
	計					4,713,530		
	単価					4,713,530	円/式	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	20,604	20,604		
諸雑費 (まるめ)			式	1		6		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	19,074	19,074		
諸雑費 (まるめ)			式	1		6		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]	乗車定員5名 排気量1. 5 L	単位	時間	数量	1	単価	7,859
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手 (一般)			人	0.25	27,744	6,936		
ガソリン		レギュラー	L	2.7	141	380		
ライトバン [ガソリンエンジン・二輪駆動]		乗車定員5名 排気量1. 5 L	時間	1	543	543		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						7,859		
単価						7,859	円/時間	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	521
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤 (車道・路肩部)		100mm 1層施工 再生クラッシュ RC-40 全ての費用	m 2	1	521	521		
計						521		
単価						521	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	567.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤 (車道・路肩部)		再生粒度調整碎石 RM-40 100mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	567.4	567.4		
計						567.4		
単価						567.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一3号	基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価 1,674
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生粗粒度アスコン (20) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,674	1,674	
計						1,674	
単価						1,674	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一4号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価 1,607
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (20) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,607	1,607	
計						1,607	
単価						1,607	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	20,910
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,910	20,910		
計						20,910		
単価						20,910	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

応急作業		単位	式	数量	1	単価	17,507,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員		人	50	31,314	1,565,700		
普通作業員		人	500	27,540	13,770,000		
土木一般世話役		人	50	35,088	1,754,400		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	50	5,520	276,000		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	50	298	14,900		
常温合材	袋物	t	4	31,500	126,000		
計					17,507,000		
単価					17,507,000	円／式	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20, 910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	20, 910	20, 910		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						20, 910		
単価						20, 910	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	19, 074	19, 074		
諸雑費 (まるめ)			式	1		6		
計						19, 080		
単価						19, 080	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,610	20,610		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	式	数量	1	単価	17,435,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人	50	31,518	1,575,900		
	普通作業員		人	500	27,336	13,668,000		
	土木一般世話役		人	50	35,496	1,774,800		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	50	5,520	276,000		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	50	298	14,900		
	常温合材	袋物	t	4	31,500	126,000		
	計					17,435,600		
	単価					17,435,600	円/式	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	20,604	20,604	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						20,610	
単価						20,610	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	19,074	19,074	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						19,080	
単価						19,080	円／人日

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,610	20,610		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	単位	人日	数量	1	単価	19,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	19,080	19,080		
計						19,080		
単価						19,080	円／人日	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	式	数量	1	単価	7,049,840
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	特殊作業員		人	20	31,518	630,360		
	普通作業員		人	200	27,336	5,467,200		
	土木一般世話役		人	20	35,496	709,920		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	20	5,520	110,400		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	20	298	5,960		
	常温合材	袋物	t	4	31,500	126,000		
	計					7,049,840		
	単価					7,049,840	円/式	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価 20, 610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	20, 604	20, 604	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						20, 610	
単価						20, 610	円／人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B			人	1	19, 074	19, 074	
諸雑費 (まるめ)			式	1		6	
計						19, 080	
単価						19, 080	円／人日

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	103,022,662	直接工事費	103,022,662	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,144,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		103,022,662		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		100,878,662			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		5.97 %		0	%	
施工地域等補正		1.4	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		8.36 %				
計上額		8,612,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	100, 878, 662	直接工事費	103, 022, 662		
非対象額計（－）	2, 144, 000				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	2, 144, 000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	100, 878, 662	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2. 29 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2. 29 %				
計上額	2, 310, 000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	50,677,400	直接工事費	50,677,400	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	2,144,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		623,678				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分 T	623,678	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	50,053,722	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く 共通仮設費対象額	48,533,400		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	7.64 %		0 %			
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1			
率（補正後）	10.7 %					
計上額	5,355,000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	48,533,400	直接工事費	50,677,400		
非対象額計 (一)	2,144,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	2,144,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	48,533,400	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	2.6 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	2.6 %				
計上額	1,261,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					6,616,000

共通仮設費

主たる工種						
単独 (追加工事) : 道路維持工事			合算工事 : 0			
対象工事費	5,750,990	直接工事費	5,750,990	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独 (追加工事)	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計 (一)		0				
管理費区分 1		0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分 5		0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9		0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T		0	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支 給 品 (+)		0				
無償貸付機械評価額 (+)		0				
共通仮設費対象額						
単独 (追加工事)		5,750,990	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		5,750,990		0		0
共通仮設費 (率分)						
率 (補正前)		16.46 %		0 %		
施工地域等補正		2	ICT 施工補正	1		
率 (補正後)		32.92 %				
計上額		1,893,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	5,750,990	直接工事費	5,750,990		
非対象額計 (一)	0				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	5,750,990	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	3.77 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	3.77 %				
計上額	216,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	21, 315, 032	直接工事費	21, 315, 032	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		21, 315, 032	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		21, 315, 032		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10. 34 %		0 %		
施工地域等補正		1. 4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		14. 48 %				
計上額		3, 086, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	21, 315, 032	直接工事費	21, 315, 032		
非対象額計 (一)	0				
管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	21, 315, 032	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	3 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	3 %				
計上額	639, 000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	17,832,500	直接工事費	17,832,500	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		17,832,500	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		17,832,500		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		11.01 %		0 %		
施工地域等補正		1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		15.41 %				
計上額		2,747,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	17,832,500	直接工事費	17,832,500		
非対象額計 (一)	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	17,832,500	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	3.1 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	3.1 %				
計上額	552,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	7, 446, 740	直接工事費	7, 446, 740	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		7, 446, 740	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		7, 446, 740		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		15. 01 %		0 %		
施工地域等補正		1. 4	ICT施工補正	1		
率（補正後）		21. 01 %				
計上額		1, 564, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	7,446,740	直接工事費	7,446,740		
非対象額計 (一)	0				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	7,446,740	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	3.61 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率 (補正後)	3.61 %				
計上額	268,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）					0
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1, 832, 000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	113,944,662	単独（追加工事）直接工事費	103,022,662	単独（追加工事）共通仮設費	10,922,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	113,944,662	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	111,800,662		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %（38.75% × 週休1.03）		0 %		
計上額	45,475,000		0		0
			9,549,216（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	57,293,400	単独 (追加工事) 直接工事費	50,677,400	単独 (追加工事) 共通仮設費	6,616,000
非対象額計 (一)	623,678				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	623,678	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	56,669,722	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	55,149,400		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	35.36 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	43.7 % (42.43% × 週休1.03)		0 %		
計上額	24,764,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	7,859,990	単独 (追加工事) 直接工事費	5,750,990	単独 (追加工事) 共通仮設費	2,109,000
非対象額計 (一)	0				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	7,859,990	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	7,859,990		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	48.48 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	59.93 % (58.18% × 週休1.03)		0 %		
計上額	4,710,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	25,040,032	単独（追加工事）直接工事費	21,315,032	単独（追加工事）共通仮設費	3,725,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械等評価額（+）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	25,040,032	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	25,040,032		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	40.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	49.8 %（48.35% × 週休1.03）		0 %		
計上額	12,469,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	21,131,500	単独（追加工事）直接工事費	17,832,500	単独（追加工事）共通仮設費	3,299,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械等評価額（+）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	21,131,500	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	21,131,500		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	41.39 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	51.16 %（49.67% × 週休1.03）		0 %		
計上額	10,810,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	9,278,740	単独 (追加工事) 直接工事費	7,446,740	単独 (追加工事) 共通仮設費	1,832,000
非対象額計 (一)	0				
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	9,278,740	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	9,278,740		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	47.21 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	58.35 % (56.65% × 週休1.03)		0 %		
計上額	5,414,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	川崎国道事務所 計画課	工事番号	2026010002	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				道路維持工事

工事原価	159, 419, 662				
純工事費	113, 944, 662	現場管理費	45, 475, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	159, 419, 662	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	157, 275, 662	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	159, 419, 662				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16. 09 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	25, 709, 338				
業務委託料等	0				
調査基準価格	204, 138, 000				
調査基準価格の100/110	185, 580, 000	（ 90. 76 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所 計画課

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 厚木地区		式		1		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
除草 (1)	肩掛け式	m2		60,000		
除草 (2)	肩掛け式	m2		70,000		
除草 (3)	ハッドガイド式	m2		15,000		
集草		m2		145,000		
積込運搬		m2		145,000		
除草処分		t		134		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
防草シート設置工		式		1		
防草シート		m2		5,000		
防止柵工		式		1		
立入防止柵		m		500		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 横浜地区		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回		回		12		
応急処理工		式		1		
応急処理事業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 町田地区		式		1		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100mm	m2		780		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上り厚 100mm	m2		780		
基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		780		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		780		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 伊勢原地区		式		1		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)			式		1		
共通仮設費 (率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持 秦野地区		式		1		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	交通誘導警備員A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	交通誘導警備員B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場環境改善費 (率計上)			式		1		
共通仮設費 (率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	103, 022, 662
(2) 共通仮設費 -----	17, 581, 000
(3) 純工事費 -----	120, 603, 662

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	58, 167, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	178, 770, 662
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	25, 709, 338
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	204, 480, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	20, 448, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	224, 928, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	204, 480, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	204, 138, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	185, 580, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	25, 714, 391	)
-------------------	--------------	---

R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局

川崎国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は管理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者の専任期間

1. 請負契約の締結の日の翌日から令和8年4月1日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行うこと。
2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置管理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者

に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 監理技術者が兼務できる工事は東京都内又は神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

【厚木地区】

起点 神奈川県厚木市中依知 緯度 35° 28′ 33″ 経度 139° 22′ 1″

終点 神奈川県厚木市飯山 緯度 35° 28′ 33″ 経度 139° 21′ 59″

【横浜地区】

起点 神奈川県横浜市都筑区牛久保 緯度 35° 34′ 17″ 経度 139° 34′ 03″

終点 神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町 緯度 35° 33′ 09″ 経度 139° 32′ 27″

【町田地区】

起点 東京都町田市鶴間 緯度 35° 30′ 23″ 経度 139° 28′ 50″

終点 東京都町田市鶴間 緯度 35° 30′ 23″ 経度 139° 28′ 50″

【伊勢原地区】

起点 神奈川県伊勢原市西富岡 緯度 35° 25′ 25″ 経度 139° 18′ 7″

終点 神奈川県伊勢原市善波 緯度 35° 23′ 17″ 経度 139° 15′ 48″

【秦野地区】

起点 神奈川県伊勢原市善波 緯度 35° 23′ 18″ 経度 139° 15′ 48″

終点 神奈川県秦野市西大竹 緯度 35° 21′ 21″ 経度 139° 14′ 11″

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

1. 工事内容

本工事は、川崎国道事務所管内西側の巡視・巡回工、応急処理工等の予定地管理を

行うものである。

2. 工事概算数量

【厚木地区】

巡視・巡回工 一式

除草工 約145,000m²

防草シート設置工 約5,000m²

防止柵工 約500m

応急処理工 一式

【横浜地区】

巡視・巡回工 一式

応急処理工 一式

【国道16号町田地区】

巡視・巡回工 一式

舗装工 約780m²、

応急処理工 1式

【伊勢原地区】

巡視・巡回工 一式

応急処理工 1式

【秦野地区】

巡視・巡回工 一式

応急処理工 1式

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 国土交通省 国土建設事業 0000000000

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。
 公表資料は以下のとおり。

(別紙様式－0)

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出等の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第10条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札し

た場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 11 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 舗装工

第 12 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 14 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドラインによるものとする。

第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき

実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.7)
令和7年3月版 国土交通省 (国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。) との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前 (準備期間内) に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合 (クロスチェック) を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」 (以下、「審査会」という。) の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)

によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環

境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合がありますため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代

金が不適當となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が高くなった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシュ	RC-40	応急作業、下層路盤
再生粒度調整碎石	RM-40	上層路盤
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン (20)	基層
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (20)	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第23条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJISA5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JISA5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JISA5365（プレストキャストコンクリート製

品一検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第26条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第27条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年度版）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者

は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを活用する工事である。また、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ⑤ 3次元データの納品

- 3. 受注者は、ICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。
- 4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
- 5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

3) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施する

ものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第30条 I C T活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 I C T活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第33条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要があると認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第34条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板的記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
応急処理工	昼間作業	20人(うち有資格誘導員10人)	厚木地区
応急処理工	昼間作業	20人(うち有資格誘導員10人)	横浜地区
応急処理工	昼間作業	20人(うち有資格誘導員10人)	町田地区
応急処理工	昼間作業	20人(うち有資格誘導員10人)	伊勢原地区
応急処理工	昼間作業	20人(うち有資格誘導員10人)	秦野地区
合計		100人(うち有資格誘導員50人)	

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第35条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※真夏日補正係数：1.2

第36条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第37条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第38条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・

施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第39条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第40条 環境対策（工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等））

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種 舗装工

2. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破砕機

3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第41条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第42条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3

月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第44条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第45条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1－1－1－3 9 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 4 6 条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 4 7 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 4 7 条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係 昇降設備の充実、環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係 現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - （3）安全関係 盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
 - （4）地域連携 デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む）を実施するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第 4 8 条 工期

工期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

第49条 工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第50条 週休2日の対応

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第51条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第52条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、下記の工事による影響箇所の工事着手については監督職員の指示に
本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	8時～17時

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第53条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 55 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一 V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第56条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式一 19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 57 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来

方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定され
ることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・
決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨
場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関
する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取
得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質
と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、
360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。
これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、
事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケー
ト調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、
技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事について
は、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議する
ものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等
を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9

月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 58 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
12. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第 59 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 1 条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 60 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 6 1 条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、横浜地区、町田地区、厚木地区、伊勢原地区、秦野地区で施工を行うものである。

第 6 2 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 6 3 条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努め

なければならない。

- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第64条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第65条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第66条 施工体制の点検

- 1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- 2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
- 3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
- 4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名

札を着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第67条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第68条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第69条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限

定型工事」の対象である。

2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第70条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 除草

第71条 建設副産物の受入地

本工事の施工に伴い発生する雑草（大草）については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については、下記施設を見込んでいる。

雑草処理【厚木地区】

- （1）受け入れ施設：㈱リテック 座間支店
- （2）受け入れ所在地：神奈川県座間市小松原 1-5184-1 外2筆
- （3）受け入れ時間：7：30～18：30
- （4）運搬方法：2tダンプトラック

上記については、積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第72条 道路除草工

1. 除草前には、空き缶・ゴミ等の障害物を除去しておくものとする。
2. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護対策を行うものとする。
3. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。

第3章 舗装

第73条 材料

1. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト 量 (%)	摘要
RA②	再生密粒度アスファルト混合物	20	5.5	表層
RA①	再生粗粒度アスファルト混合物	20	5.0	基層

第74条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第4章 道路巡回工

第75条 道路巡回の目的

本工事における道路巡回は、以下に示す各事業箇所において、道路予定地や工事休止区間における工事中の仮設材や保安資材等の異常を確認し、必要に応じて適宜、応急措置を講じて、適正な道路予定地等の現場管理に資することを目的とする。

1. 国道 16号 町田地区
2. 国道246号 横浜地区
3. 国道246号 厚木地区
4. 国道246号 伊勢原地区
5. 国道246号 秦野地区

第76条 道路巡回の内容

1. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

2. 場所

1. 国道 16号 町田地区 14.90kp～17.44kp 上下線
2. 国道246号 横浜地区 21.10kp～25.28kp 上下線
3. 厚木秦野道路事業予定地区間

3. 編成

原則として、巡回員及び巡回運行員（以下、「巡回員等」という。）の2名とする。

4. 体制及び回数

巡回員及び巡回運行員の体制

延べ12回（官公庁の閉庁日を除く）

5. 履行時間

巡回：1回当たり、2.275時間を見込んでいる。

6. 巡回走行距離

巡回走行距離は1回当たり52.04kmを見込んでいる。なお、走行距離に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. その他

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

災害時や異常気象時には、監督職員の指示により道路巡回を追加する場合がある。

第77条 巡回員の資格

巡回員は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

- （1）技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有する者
- （2）一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
- （3）上記以外、監督職員が巡回員としての適性を認める者

第78条 巡回運行員の資格

巡回運行員の資格は、下記（1）及び（2）の要件を満たす者とする。

- （1）普通自動車運転免許（AT車限定を除く。）を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者
- （2）年齢が65歳未満の者（令和8年4月1日時点）

第79条 巡回員等の選任

道路巡回に携わる巡回員等は複数登録できるものとし、受注者は作業着手時に巡回

員及び巡回運行員の氏名及び資格証明書等の写しを監督職員に提出し、確認を受けるものとする。なお、変更する場合についても同様とする。

第80条 巡回員等の役割

原則として、携帯電話を携行し、自社の巡回車（ライトバン車）に乗車して、道路予定地や工事休止区間における工事中の仮設材や保安資材等の異常を確認するものとする。なお、必要に応じて徒歩による巡視を行うものとする。

第81条 巡回運行員の役割

原則として、自社の巡回車（ライトバン車）の日常管理及び運転を行い、巡回員と協力して道路巡回を行うものとする。

第82条 巡回員等の任務

道路巡回中に道路予定地や工事休止区間における工事中の仮設材や保安資材等の異常を確認した場合、その状況について、調査・把握を行い、速やかに携帯電話で監督職員に異常の状況を報告するものとする。また、必要に応じて、一般交通の危険を防止するため、緊急的に応急措置を行わなければならない場合は、その場でとりうる適切な応急措置を講ずるとともに、その応急措置の状況について、速やかに携帯電話で監督職員に報告するものとする。

第83条 安全対策の徹底

道路巡回にあたっては、以下の安全対策を行うものとする。

- （１）無理な急ブレーキは避け、後続車両の追突防止に努めること。
- （２）巡回車で停車する際は、路肩等の安全な場所に停車すること。
- （３）その他、交通量や交通の流れ、気象状況、地形等を考慮して、必要な安全対策を講じること。

第84条 道路巡回の記録資料作成

- １．道路巡回中に発見した異常や応急措置については、必ず写真撮影を行うものとする。
- ２．道路巡回中に撮影した写真は、日時・状況等を任意の記録様式に記載し、監督職員へ提出するものとする。

第85条 道路巡視における点検支援技術活用原則化

- １．道路巡回工は点検支援技術の活用を原則とする工種である。道路巡回工における点検支援技術の活用は、機器等の特性を生かして、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」における道路巡回時の「道路の異常」や「道路施設

の状況等」の確認作業を実施することで、確認・記録作業の省力化と高度化を図ることを目的とする。ここでいう点検支援技術とは、「点検支援技術 性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術などを指す。

（参考）点検支援技術性能カタログ（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/tech/zyunshi-list.html>

受注者は、ポットホールの確認及び区画線の劣化状況の把握について、「点検支援技術性能カタログ」に掲載された技術を原則として活用するものとし、カタログに掲載している技術のうち、ポットホールの確認についてはポットホールの検出率が80%以上のものから選定することを基本とする。区画線の劣化状況の把握については区画線のランク1判定の検出率、的中率がいずれも80%以上のものから選定することを基本とする。

ただし、携帯電話端末やドライブレコーダなどによる車両搭載機器型は、道路管理者所有の車両に設置し、一定期間繰り返し走行し測定することを想定しており、データを積み重ねて精度を高めることが出来るため、カタログ掲載された技術であれば、80%未満の精度であっても選定可能とする。その場合、具体的な調査方法や活用する箇所等については、調査職員と協議のうえ決定する。なお、現地状況や機器調達などの受注者の責によらない場合や点検支援技術の活用による効率化や業務品質確保が図られない場合は、調査職員と協議のうえ対象外とすることができる。

2. 点検支援技術の活用に係る費用設計変更の対象とする。

第5章 道路維持

第86条 一般事項

受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類（出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 応急処理に伴う移動時の高速料金等の経費は当初設計では見込んでいないが、監督職員の指示に基づき、設計変更の対象とする。
5. 計上数量は別表－1～5のとおり見込んでいる。

第6章 その他

第 8 7 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 8 8 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第 89 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 章 個人情報の取扱いについて

第 90 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 91 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 92 条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第93条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第94条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第95条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第96条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第97条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 98 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 99 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 100 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第52条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☒ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第40条 第42条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第34条 第37条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第71条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

応急処理集計表

応急処理 厚木地区

	名称	規格	合計
労務費	特殊作業員		50人
	普通作業員		500人
	土木一般世話役		50人
機械運転	ダンプトラック	2t	50日
材料	常温合材	袋物	4. 0t

別表－2

応急処理集計表

応急処理

横浜地区

	名称	規格	合計
労務費	普通作業員		100人
	土木一般世話役		50人
機械運転	ダンプトラック	2t	30日
	草刈機【肩掛式】	カッタ径230mm	20日
材料	再生クラッシャーラン	RC－40	1m3
	カラーコーン	高さ70cm 照明無し	10本

応急処理集計表

応急処理

町田地区

	名称	規格	合計
労務費	特殊作業員		50人
	普通作業員		500人
	土木一般世話役		50人
機械運転	ダンプトラック	2t	50日
材料	常温合材	袋物	4. 0t

応急処理集計表

応急処理 伊勢原地区

	名称	規格	合計
労務費	特殊作業員		50人
	普通作業員		500人
	土木一般世話役		50人
機械運転	ダンプトラック	2t	50日
材料	常温合材	袋物	4. 0t

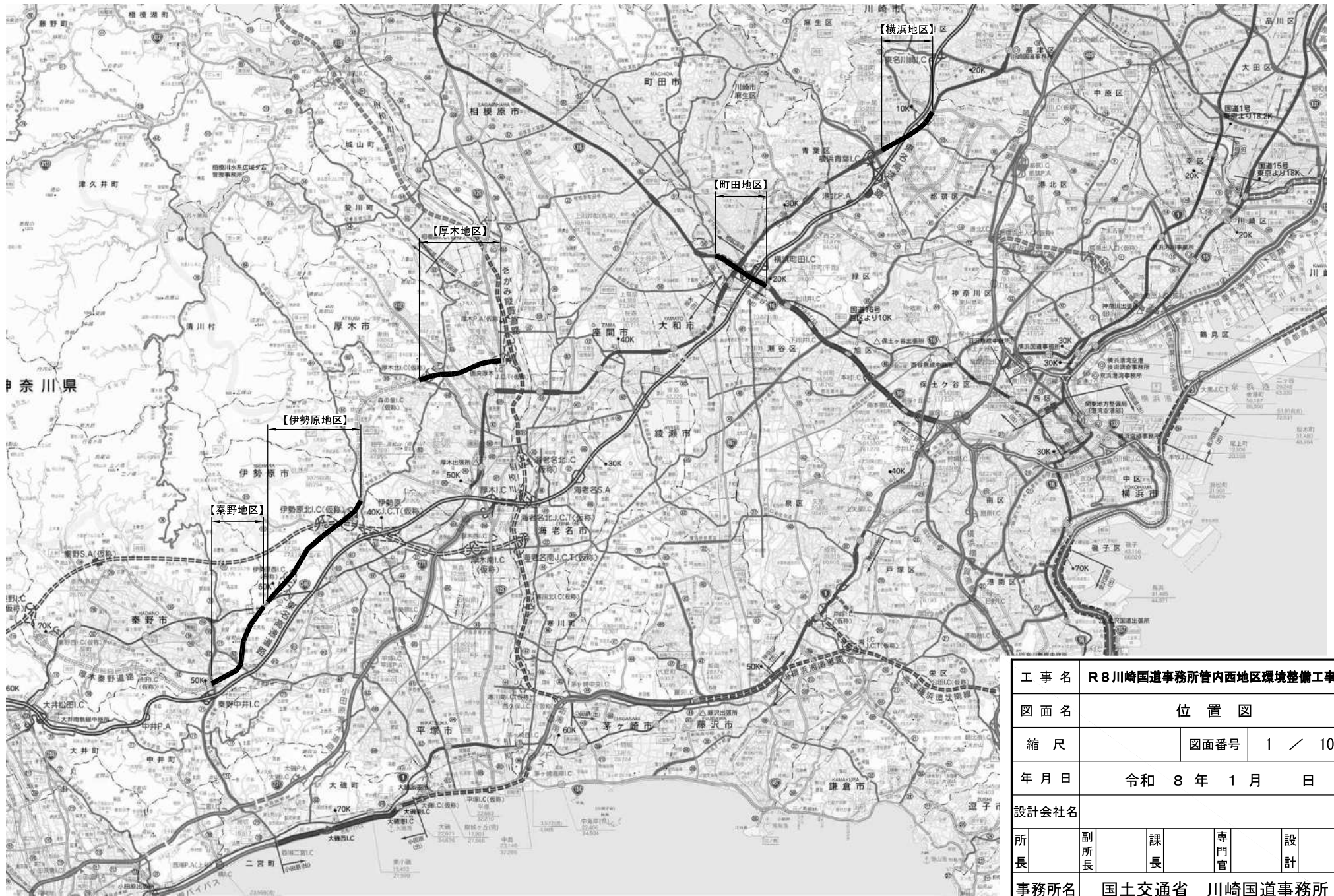
応急処理集計表

応急処理

秦野地区

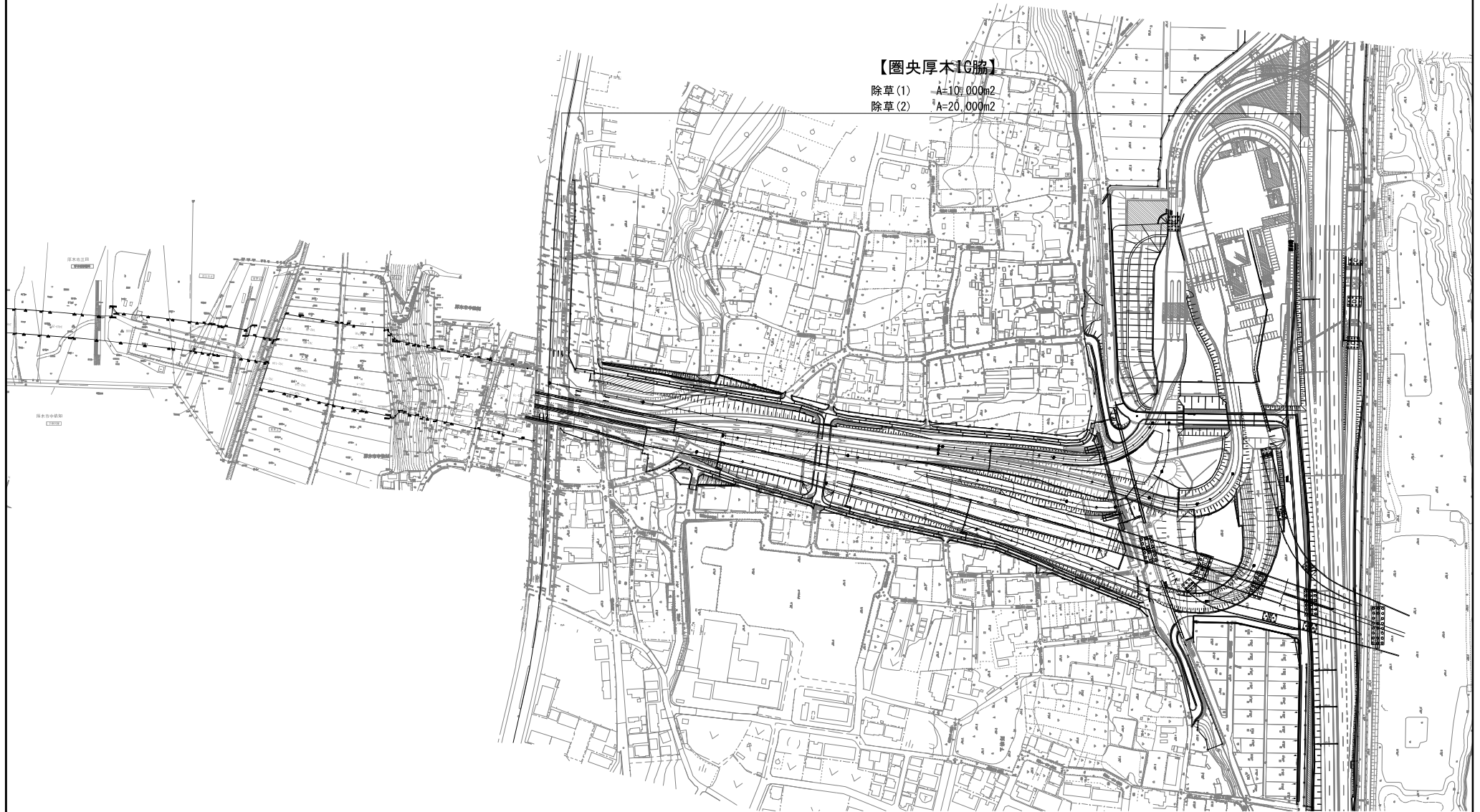
	名称	規格	合計
労務費	特殊作業員		20人
	普通作業員		200人
	土木一般世話役		20人
機械運転	ダンプトラック	2t	20日
材料	常温合材	袋物	4, 0t

位置図



工 事 名	R 8 川崎国道事務所管内西地区環境整備工事				
図 面 名	位 置 図				
縮 尺		図面番号	1 / 10		
年 月 日	令和 8 年 1 月 日				
設計会社名					
所長		副所長		課長	
				専門官	
				設計	
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所				

平面図(1) S=1:600
厚木地区



【厚木地区】

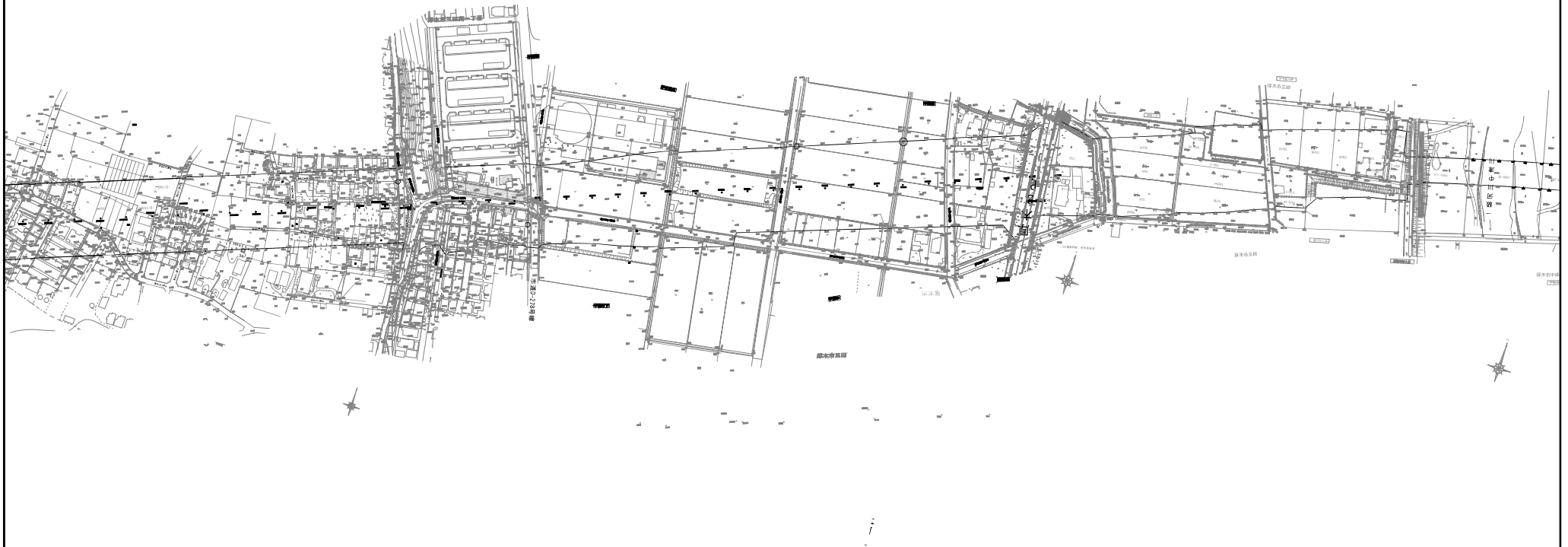
工事名	R8川崎国道事務所管内地区道路整備工事		
図面名	平面図(1)		
縮尺	1:600	図面番号	2 / 10
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平 面 図 (2) S=1:600
厚木地区

【三田】

防草シート A=2,500m²
立入防止柵 L=250m
除草(1) A=10,000m²
除草(2) A=40,000m²



【厚木地区】

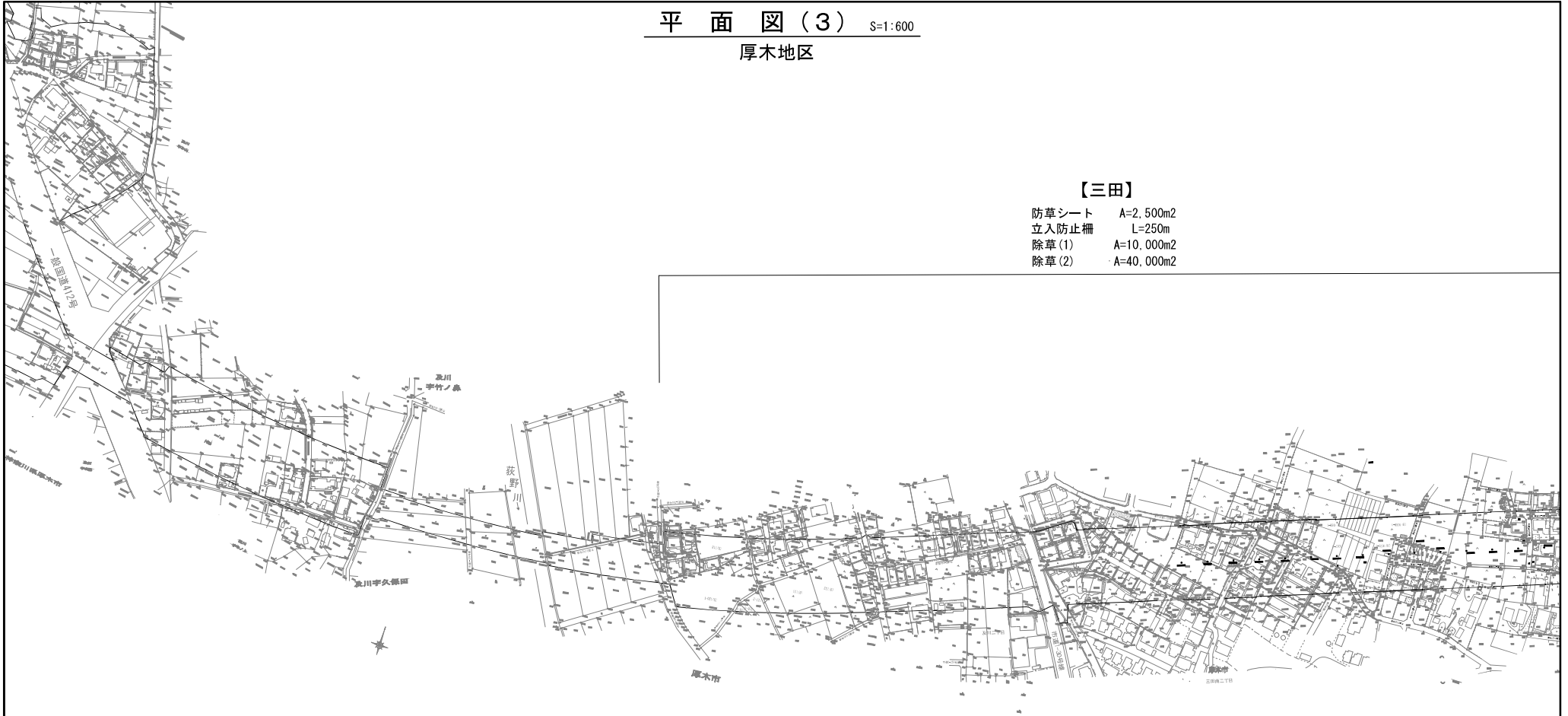
工 事 名	R 8 川崎国道事務所管内厚木地区道路修繕工事		
図 面 名	平面図 (2)		
縮 尺	1:600	図面番号	3 / 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平面図(3) S=1:600
厚木地区

【三田】

防草シート A=2,500m²
立入防止柵 L=250m
除草(1) A=10,000m²
除草(2) A=40,000m²



【厚木地区】

工事名	R8川崎国道事務所管内厚木地区道路修繕工事		
図面名	平面図(3)		
縮尺	1:600	図面番号	4 / 10
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

平面図(4)

S=1:600

厚木地区

【及川・飯山】

防草シート A=2,500m²
立入防止柵 L=250m
除草(1) A=40,000m²
除草(2) A=10,000m²
除草(3) A=15,000m²



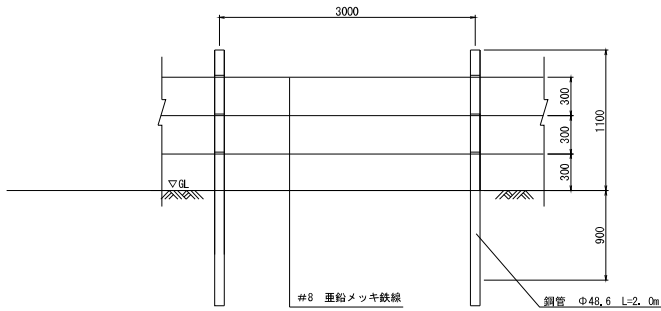
【厚木地区】

工 事 名	R 8 川崎国道事務所管内厚木地区道路修繕工事		
図 面 名	平面図(4)		
縮 尺	1:600	図面番号	5 / 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

構造物詳細図 S=1:20
厚木地区

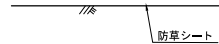
立入防止柵（柵高1.1m）



数 量 表 10m当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
鋼 管	L=2000 φ48.6	本	3.35	
鉄 線	#8 亜鉛メッキ鉄線	m	30.00	

防草シート



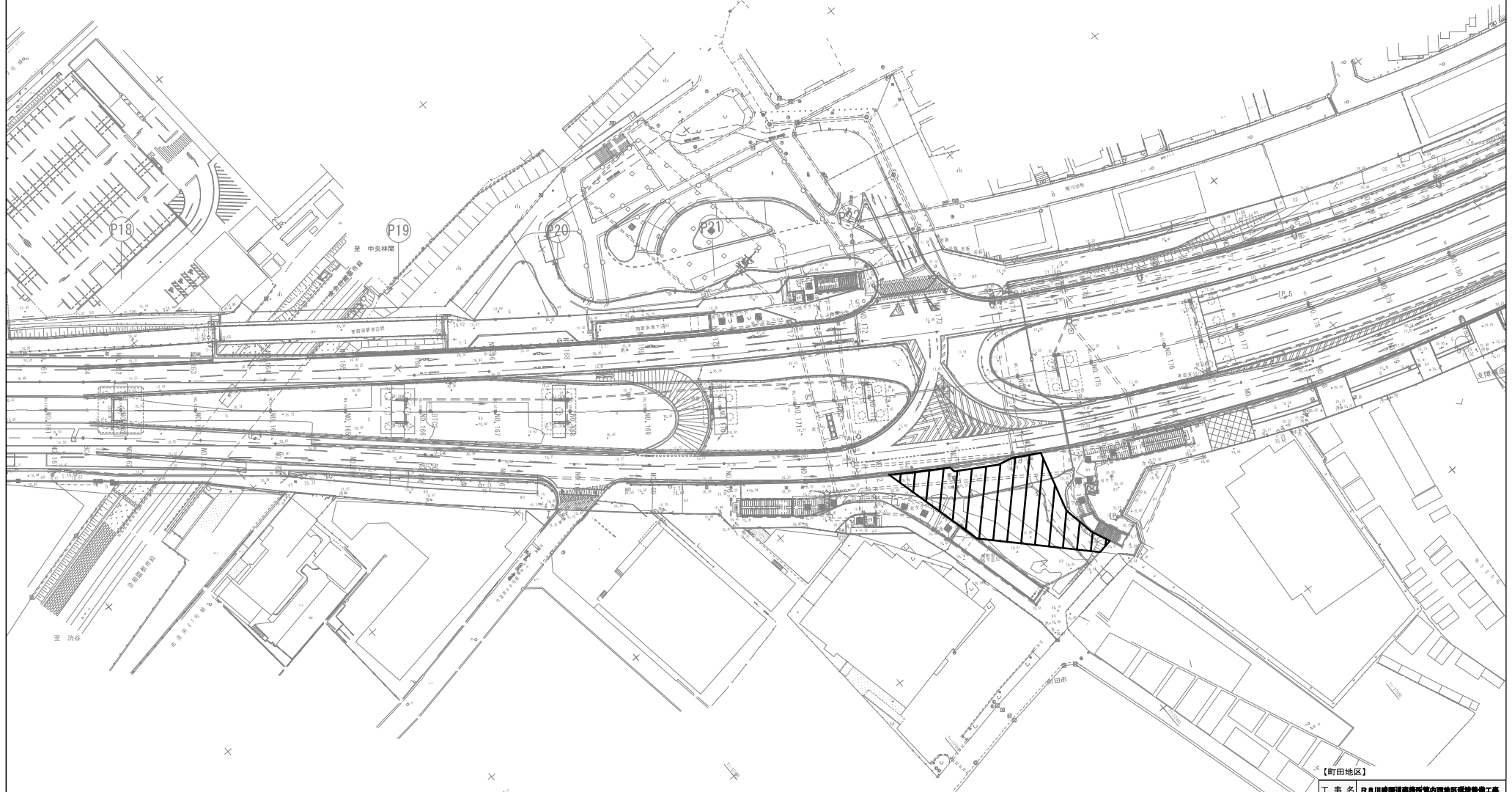
数 量 表 10m2当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
防草シート	2408/8 幅2.0×長30 目付量240g/m2以上	m ²	10.00	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

【厚木地区】				
工 事 名	R 8 川崎国道事務所管内厚木地区環境整備工事			
図 面 名	構造物詳細図			
縮 尺	1:20	図面番号	6 / 10	
年 月 日	令和 8 年 1 月 日			
設計会社名				
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所			

舗装平面図 S=1:500
町田地区

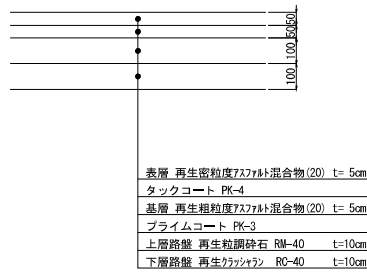


【町田地区】			
工 事 名	R 川崎国道事務所管内町田地区道路修繕工事		
図 面 名	舗装工平面図		
縮 尺	1:500	図面番号	7 / 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	国土交通省 川崎国道事務所		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

舗装構成図 S=1:10
町田地区

アスファルト舗装工

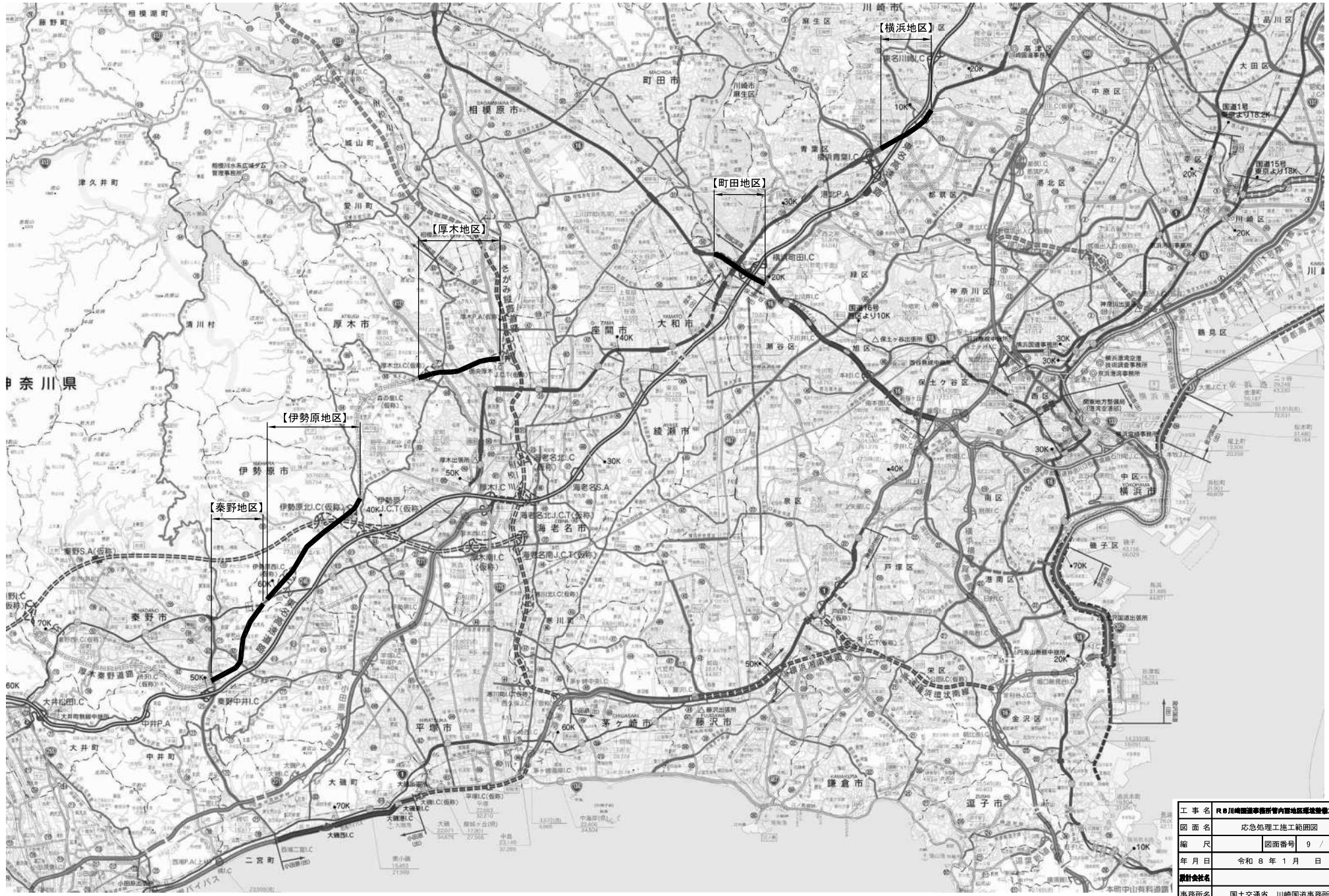


【町田地区】

工 事 名	R 8 川崎国道事務所管内町田地区道路修繕工事		
図 面 名	舗装構成図		
縮 尺	1:10	図面番号	8 / 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

応急処理工施工範囲図



工 事 名	R8川崎国道事務所管内西部地区環境整備工事		
図 面 名	応急処理工施工範囲図		
縮 尺	図面番号	9 / 10	
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

数量総括表

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
道路維持【国道246号 厚木地区】							
	除草工	道路除草工	除草(1)	肩掛け式	m2	60,000	
			除草(2)	肩掛け式	m2	70,000	
			除草(3)	ハンドカイド式	m2	15,000	
			集草		m2	145,000	
			積込運搬		m2	145,000	
			除草処分		t	134	
	応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
	仮設工	防草シート設置工	防草シート	目付量240g/m2	m2	5,000	
		防止柵工	立入防止柵		m	500	
		交通管理工	交通誘導警備員(1)	交通誘導警備員A	式	1	
			交通誘導警備員(2)	交通誘導警備員B	式	1	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
道路維持【伊勢原地区】							
	応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員(1)	交通誘導警備員A	式	1	
			交通誘導警備員(2)	交通誘導警備員B	式	1	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
道路維持【秦野地区】							
	応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	式	1	
			交通誘導警備員	交通誘導警備員B	式	1	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
道路維持【国道246号 横浜地区】							
	巡視・巡回工	道路巡回工	通常巡回		回	12	
	応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員(1)	交通誘導警備員A	式	1	
			交通誘導警備員(2)	交通誘導警備員B	式	1	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
道路維持【国道16号 町田地区】							
	舗装工	アスファルト舗装工	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上がり厚 100mm	m2	780	
			上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整砕石 RM-40 仕上がり厚 100mm	m2	780	
			基層(車道・路肩部)	再生粗粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	780	
			表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	780	
	応急処理工	応急処理作業工	応急作業		式	1	
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員(1)	交通誘導警備員A	式	1	
			交通誘導警備員(2)	交通誘導警備員B	式	1	

工 事 名	R 8 川崎臨道事務所管内西地区道路維持工		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺	-	図面番号	10 / 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		